

会議名 (審議会等名)	第5回川西市水道事業経営審議会		
事務局 (担当課)	水道局	総務課	内線(3632)
開催日時	16年 7月23日(金) 13時30分～15時00分		
開催場所	川西市役所7階大会議室		
出席者	委員	堀田、藤井、木本、吉田、乾、北、長橋、合田、山崎	
	その他		
	事務局	松下水道事業管理者、篠木局長、田崎次長、角田次長、藤巴総務課長、中島営業課長、富永工務課長、和田工務課主幹、前田工務課主幹、坂本浄水課長、辻総務課長補佐、新田総務課主査、薄波主事	
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 (1) 専門委員会委員長報告 (2) 審議 4 閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり。		

審議経過（主な発言要旨）（第5回川西市水道事業経営審議会）

発言者等	発言内容
<p>会長</p> <p>委員長</p>	<p>それでは第5回の審議会を開かせていただきます。本日は答申素案につきまして専門委員会の藤井委員長から概略をご説明いただきます。藤井委員長お願いします。</p> <p>それでは川西市水道事業経営審議会答申案につきまして、簡単に報告させていただきます。</p> <p>1.はじめに</p> <p>川西市水道事業は、昭和29年2月に給水を開始しました。この水道事業の使命は、安全な水を安定して継続的に供給するという事です。また景気の低迷や少子高齢化、節水器具の普及など当水道事業をとりまく社会環境は厳しく、平成11年から現在に至るまで赤字が続いているという状況を鑑み、市長から川西市水道事業経営についての諮問を受けました。</p> <p>2.水道事業の現状について</p> <p>(1)水道事業の概要</p> <p>平成14年度末現在における給水人口は約16万人、給水世帯数が約6万世帯で、1世帯当たり人員は2.62人です。今後、かつてのような人口の増加や、水の使用量が飛躍的に増えていくという状況ではありません。</p> <p>(2)水道用水源</p> <p>1日あたりの平均配水量が約48,793立方メートルで、その内訳は約2割弱が地下水、残りの8割強が猪名川の水で、その猪名川の水6割ぐらいが兵庫県水道用水供給事業からの受水、残りが浄水処理委託分という構成になっています。</p> <p>(3)水需要</p> <p>人口は毎年1パーセント弱の伸びがみられるものの、年間配水量については、景気の低迷や少子高齢化、節水意識の高揚、食器洗浄器など節水器具の普及等により平成11年度をピークに年々減少傾向にあります。水需要が減っているという傾向は今後も続くものと考えられるので、赤字決算もこのまま推移すれば大きく改善するという事は考えにくい状況です。</p> <p>(4)今後の施設整備計画</p> <p>この施設整備計画は拡張工事もありますが、今後は老朽化対策、危機管理等の投資が必要です。これが平成24年度まで、約62億5,000万円かかる予定です。日頃の必要かつ最低限の施設を健全に保つための投資は、節約すべきではないと考えます。</p> <p>3.水道事業の財政状況について</p> <p>(1)財政状況</p> <p>当市の水道事業は、平成4年に平均29.1パーセントの水道料金の改定を行っています。平成7年度には遊休資産であった旧</p>

松山浄水場用地を14億9,700万円で売却して経営基盤を強化しました。また阪神淡路大震災後、新しいマンションがたくさん建ち、口径別分担金という臨時的収入が増えたため、平成8年度から平成10年度までの3年間は黒字決算で推移しました。ところがその後、平成11年度にはいり赤字基調が始まります。これは1人1日当たり配水量が低下したことと、マンション建設も減少傾向となったためです。したがって平成10年度末には未処分利益剰余金という過去の貯金が10億6,400万円あったわけですが、それが平成14年度末には5億7,000万円、平成15年度末見込では4億1,100万円ということで半分以下になりました。一方、平成12年には県営水道の料金制度が基本料金と水量料金にわけるといふ二部料金制にかわりました。つまり固定費用は基本料金とし、水道を使えば使うほど高くなる部分を水量料金に分けるといふことです。この結果、本市にあっては従来1立方メートル当たり155円であった受水単価が、152円に引き下げられました。平成7年1月の阪神淡路大震災以降、経営の安定化ということよりむしろ危機管理のほうに関心が向いて、料金の改定が先送りされてしまいました。平成15年度以降においても長期化する景気の低迷、節水意識の高揚等、水道事業をとりまく社会経済的環境というのは難しいものが続くだろうといふことで、水道局の試算に基づくこのまま推移すれば毎年約4億円の赤字が出てくるという状況なので、現行の逡増制料金体系を使用実態により即した形で見直し、財政の健全化を早急に図る必要があるといふことです。この使用実態に即したといふ意味は、次の通りです。現在当市の料金体系は使用水量の少ないところにわりと手厚い体系になっており、その部分で赤字が発生していて、それを使用水量の多いところの料金収入で補ってきました。それが平成11年度以降はトータルとして補えなくなったといふ状況なので、使用実態に即したといふのはそれをならずといふ意味です。

(1) 資金状況

平成14年度末における保有資金は33億5,000万円ほどあります。しかしこのお金は実は利益ではありません。これは平成元年当時に滝山浄水場の拡張・更新工事の実施に替え、県営多田浄水場への浄水処理委託を行ったといふ、経営効率化の取り組みの中から発生した資金です。このような資金的な経緯からいけばこの資金は今後必要と見込まれる建設・改良事業の資金として活用すべきだといふ提案をしています。それから専門委員会におきましては、受贈財産等のみなし償却の適否についても検討を行いました。民間企業は税金の関係がありますので受贈資産、例えば国や自治体から受け取った補助金について、圧縮記帳を行いますが、川西市においては公営企業ですのでそういう民間企業のような税金対策の会計処理をする必要はないといふことです。みな

し償却すると将来経営の健全性を損なう恐れがあるということでこれは実施するべきではないだろうという結論に至りました。

4. 料金問題について

(1) 水道料金

安全な水を安定して供給するためには施設拡張・整備等に多額の資金が必要となります。ところが水道事業をとりまく社会経済環境が非常に厳しい状況にありますので、総合的に勘案すると、水道事業の経営基盤確立、財政の安定をはかるためには、この際一定の水道料金改定は、避けることが出来ないだろうという結論に達しました。したがって以下はその理由と、どのような哲学、原則、観点に基づいて料金改定を行うかという提案です。それから料金改定実施時期ですが、皆様方から下水道料金が少し先行して料金改定されたため、慎重に検討して欲しいというご意見をいただきましたが、数字を分析して様々なケースについて考えてみたところ、料金改定を先送りすればするほど後の負担が増えていくということです。これはもう少し皆さんのご意見を伺いながら最終的には川西市の市議会で決めていただくことになると思います。それと並行あるいは先行して経営効率化の取り組みを内部で今後も引き続き推進していく必要があるということと、経営情報を市民に積極的に公開して市民の理解と協力が得られるよう努力していくことが必要だということです。

1) 料金の基本原則

当市の水道事業については、地方公営企業法の適用を受けた事業、つまり法適用事業であり、独立採算制を基本とした経営を行うことが求められています。したがってその料金は、受益者負担という考え方を原則とし、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な料金を決めて、それを市民の皆さんからいただくということです。ですからこの原則に立ち返って今後のことを考えた方がよいというのが私たちの提案です。以下はそのようなことを具体化した場合に何が必要になるかという主な観点を列挙しております。

2) 料金算定期間

民間の企業でしたら市場原理が働きますので料金の算定期間というのは必要ありません。ところが水道の場合は、いわゆる市場が存在しないために市議会が料金を決定します。そして、水道事業の未来永劫を議会は見通すことができませんので、料金を改定するときにはある一定の期間を決めないと計算できません。そこで社団法人日本水道協会が出している水道料金算定要領に従うと、標準的な料金算定期間は3～5年とされています。したがってこれに準拠するということです。

3) 料金原価の決定原則

料金は、算出根拠の明確性や客観性が確保される総括原価主義の下に、利用者負担の公平性を図るため、損益ベース方式と

することが望ましいと書いてあります。総括原価主義というのは、発生した費用を原則として、それを料金の原価に入れるということです。経済学では原価に近い料金にしたほうが資源は無駄なく使えます。つまり、高いものを安く売ってしまうと無駄使いが生じます。また、高いものを安く売るわけですから売る分だけ赤字が出ます。ただ、これは程度問題であり、水道水のような生活必需品を市民の皆さんに常に原価で販売するわけにもいきません。料金をどれだけ原価に近いものにするか、その程度について決めるのは市民の皆さん議会の皆さんです。

4) 料金原価の構成

総括原価という考え方をとりますと、人件費、受水費、修繕費、減価償却費等の営業費用及び支払利息と資産維持費がはいります。これは要するに公正報酬です。単純に原価だけを回収していると単純再生産しかできません。技術革新やOA化などを考慮に入れると、縮小再生産となることもあります。資本維持費は、こうした新しい投資のために使う費用で、これが総括原価主義をとる場合には含まれるということです。

5) 料金体系

現行の基本料金と水量料金で構成される二部料金制は非常に合理的な制度だと思われるので引き続き維持する。それから水量料金は逡増制を維持しつつ、その傾斜を幾分緩くするということです。水道事業は、装置型事業であるので、その性格上維持管理費など固定経費の占める割合が高いためこうした特質を勘案すると、使用水量にかかわらない固定経費の実態をできるだけ正確に基本料金にすることが望ましいということです。

基本料金

基本料金は、水使用の有無に関わらず市民の方に負担していただく料金であり、検針・収納関係経費や量水器関係諸費等のコストを回収しかつ適正な施設の維持拡充をしていく経費に充てるということです。

水量料金

水量料金は、現行6段階の逡増制料金体系になっています。平成2年度の1栓当たり月使用水量が28.7立方メートルがピークで年々減少し、平成14年度においては23.2立方メートルとなっており、1栓当たりの使用水量は減っています。したがって現在の水量区分の6段階制は維持しつつ逡増制を緩和する。現在6段階の下の方に非常に安くしている、上の方に非常に高くしているというのをならすわけです。

6) 料金水準

平成17年度から平成20年度までの4年間の必要経費総額は約146億5,000万円となります。これを、総括原価を算定する場合の控除項目である未処分利益剰余金、手数料及び口径別分担金収入を控除すると正味必要経費額は約134億

5,000万円となります。この金額を算定基礎として、基本原則で述べた受益者負担の原則にもとづき公正妥当な料金水準、それから逡増制を緩和するという考えのもとに134億5,000万円を料金表に割りつけるのが望ましいということです。

7) 社会政策的配慮

基本原則は受益者負担、独立採算ですのでそれからはずれる部分は極力限定した方がよいということです。具体的には公衆浴場と生活保護世帯です。どこまで考慮するのかという程度につきましては市民の皆さんと議員の皆さんに決めていただくことですが、私たちがご提示できるのは、原理原則に立ち返った場合にはこういう社会政策的配慮というのは合理的な範囲にとどめるべきであって、その範囲を超えるものは市の一般会計から拠出するべきだと指摘しています。

(2) 口径別分担金

口径別分担金は、水道管がそれまで入ってなかったところに住宅が建った場合本管から各家庭に引き込むための工事代金は別途各家庭からいただくということです。この分担金の主旨自体は非常に合理的なものであるため、これは引き続き維持すべきです。ただ分担金というのは非常に不安定な収入であるため過度に依存してしまうと水道局の経営は非常に不安定なものになるのでそれを念頭においた上でこの分担金についても維持し適正な金額に改定する必要があるだろうということを提案しています。

(3) 給水装置工事手数料

給水装置工事手数料については、設計審査手数料、完成検査手数料及び分岐立会料から構成されており、これも工事申込者または使用者からいただくお金です。この手数料は人件費ですので、その単価がかわっているわけですから当然負担均衡の観点から併せて見直しを行うのが望ましいということです。

(4) 水源費負担金

大規模な開発をする事業者からいただいております。かつての高度成長期において大規模な人口の流入があった時期、水源を確保するため非常に大きな投資が必要になり、この投資に必要なお金を新しく入ってきた人に負担してもらおうのが筋だという主旨でできた制度です。ところがこれについては人口がかつてのように爆発的に伸びるといことは当面考えられず、また一応の水源の確保はできているため、高度成長期に懸念されたような大規模な水不足は考えられない。したがってまして全国的にも廃止傾向にあるこの水源費負担金を当市においても特別な場合を除き一般の開発事業については、これを実質的に適用しないという方向で考えたらどうかという提案をしています。

5. 経営効率化等への取り組みについて

ここでは水道局の側で内部的努力をする必要もあり、その課題について提案しています。その経営効率化への取り組みとしては、24時間体制での維持修繕や閉開栓受付業務体制の拡充強化、検針業務の委託化などを図るため、平成6年度に(株)川西水道サービスを設立しております。それから組織の見直しを行い平成13年度には配水課と工務課を統合したことを含め、職員数を、平成12年度の68人から平成15年度までに11人削減しました。それから遊休地の活用について、平成7年度に旧松山浄水場用地の売却、旧滝山取水場跡地の駐車場賃貸、OA(オフィスオートメーション)化の推進をしました。また市民の皆様へのサービス向上として、料金収納の利便性向上のため平成9年度からコンビニエンスストア及び郵便局での収納業務をはじめました。平成10年度から水道局独自の広報紙を発行して、情報提供にも努めてきました。

危機管理対応の取り組みとして、平成8年度から耐震性貯水槽の設置及び伸縮可とう管の設置、緊急時相互融通管の設置などに取り組んでいます。また、職員の能力向上のための研修の充実、環境対策の一環としての太陽光発電装置の設置などいろいろ努めてきました。このような取り組みについては今後も引き続き取り組みをしていく必要があるだろうということです。ただ水道局の中でコストをカットする余地はあまりなく、職員数の削減も限界にきています。

6. 今後の課題について

(1) 水資源確保

当市においては、兵庫県水道用水供給事業(多田浄水場)からの受水量が全体の5割、日最大54,100立方メートルです。これに久代浄水場での自己水と猪名川からの取水分を含め、市の最大日配水能力は90,100立方メートルとなります。これに対して、平成15年度の日最大配水量は、54,918立方メートルであることから、平常時においては十分に水資源量は確保されています。したがって水資源確保というのは現在十分ある供給量をどうやって問題なく市内に安定的に給水するかということです。例えば渇水のような事態にどう対応するかです。当市は地理上南北に非常に長いため、異なる水源との相互融通というのが必要になります。現在伊丹市・宝塚市・猪名川町との相互融通管が接続されていますが、現在相互融通可能量は1日当たり約5,000立方メートルです。その水量は平成15年度の1日当たりの最大配水量55,000立方メートルのうち約1割にも満たないため、今後の取り組みがさらに必要です。ですからこれについてある程度の設備投資が必要だということです。

(2) 危機管理

平成7年の阪神淡路大震災を契機として市内3カ所に耐震性貯水槽を設置しているほか、配水池5箇所に緊急遮断弁を設置し、また、伸縮可とう管についても順次設置するなどの地震対策が講じられています。今後においては12時間以上の貯留時間に満た

	<p>ない配水池6カ所について増強が必要です。</p> <p>(3) 良質で安全な水の確保 安全で良質な水道水を供給するには、適正な水質管理が重要です。また水質基準に関する省令が平成16年4月1日に改正され、水道水に対する安全性確保が更に強く求められるようになってきているため、なお一層の取り組みが必要です。</p> <p>(4) 市民サービスの向上 水道事業にとって利用者に対するサービスの基本は、いうまでもなく安全で良質な水を安定供給することで、そのためには、老朽化した施設の定期的な更新、耐震化にむけた改良工事、鉛管の改良についても計画的に推進する必要があります。また利用者ニーズに応えるため、料金収納取扱店であるコンビニエンスストアの更なる拡大をします。</p> <p>(5) 広報活動 水道事業の経営情報については、予算・決算を始め法令に定められているものに限定せず、適宜、市民に対する説明責任からも積極的に開示していくよう努めるべきです。事業の目標、達成度、財政収支見通しなどについて市民に理解と必要な協力が得られるよう、創意工夫を凝らして広報誌やホームページに掲載するなど、この分野の取り組みも今後引き続き強めていく必要があるという指摘です。</p> <p>7. おわりに 本審議会は、社会経済環境の変化等により水需要が減少し、厳しい経営を余儀なくされている川西市水道事業の現状を踏まえ、経営健全化のために行うべき方策について検討してきました。水道は市民生活はもとより産業経済活動を支えるうえで重要な都市基盤施設であり、その安定的運営が重要であります。将来に亘り安定した運営を確保するためには、拡張・改良工事のほか災害時に備えた適切な設備投資が求められるところでもあります。その実現に向けて、早急に赤字財政体質から脱却し、健全な財政基盤を確立することから、時宜を失することなく適時適切に料金改定を行うことが望まれます。今後の水道事業経営にあたっては、本答申の趣旨を尊重され、なお一層、経営の効率化・サービス向上に努めるとともに、市民が必要とする情報を的確かつ積極的に提供するなど、市民の理解と協力を得るための努力を引き続き行っていくことを強く願うものです。</p> <p>会長 委員 事務局</p> <p>ありがとうございました。今の説明に関する質疑、ご指摘の点ありましたらお願いします。</p> <p>水道料金の基本料金は一般家庭13ミリか20ミリで860円。これが25ミリになると3,800円、40ミリになると12,800円とあがるのですが、これは工場とか業務用ということですか。</p> <p>一般家庭の場合はほとんど20ミリです。それ以上大きなものは事業所などが多いです。今おっしゃった金額は2カ月分の金額です</p>
--	--

	<p>ので、1カ月あたり一般家庭は430円です。下水の場合は1カ月600円ということになりましたので、それよりも今のところは安いということです。付け加えて説明いたしますと、この逡増制料金について、一番安い段階が50円、一番高い段階が370円という料金体系で、阪神間の中でも50円というのは一番安く、370円は一番高いということになっています。一方原価がだいたい200円ですので一番安い段階では50円で売っていますので150円の赤字で、一番高い段階370円は原価の約、倍です。その辺を少し是正しなければ今の料金体系ではやっていけません。特に一般家庭の場合の平均的な使用水量がだいたい1カ月20トンで、マンションの場合だと16トンか17トンぐらいです。その辺のランクになると50円とか65円の単価ですので、安い方の単価へ移行しているというわけです。特にペットボトルとか食洗器とかいろんな要素の中で水の使用量が減ってきています。また人口は増えていますが核家族化になっています。例えば2人の方が今まで1世帯で住んでおられて20トン使われたという形で計算しますと料金は2,300円になります。それが2人の方が別々に住まれて10トンずつ使い、総量では20トン使用したということになると高い方の単価から低い方の単価になりますので2,010円になってしまい300円ほど収入が減ります。このように現行の料金体系そのものが使用実態に合わなくなってきているという要素が大きいのです。</p>
委員	<p>少なく水を使われるところはかなり安く、高いところはすごく高いということですが、商売人の方に聞きますと平均10万円とか15万円とか、もっと高く払っているというお店がたくさんあります。これに対してどのくらいの値上げ幅になるのかということとはもう考えておられるのですか。また、この間下水道料金が上がったということですが、いまだにそれすら知らない方もおられるぐらいで、なぜそういうアピールというのがなかったのかということ。もう一つ一般の方に聞きますと、一庫ダムの上流はまだ下水が整備されていないところがあり、その解決もできていないのに水道料金が上がるということは不満だということ。この辺のことをどう考えておられるのかお尋ねします。</p>
事務局	<p>まず料金の値上げの幅ですが、134億5千万円ということの基本として算定すべきだということまで答申の案としては盛り込まれていますが、値上げの幅についてはここには触れていないという形になっています。具体的なものについてはまだ議会等、最終的なことが決まっていますので、必要総額を水量で割りますと約18%ぐらいの平均的な値上げ幅になるという試算になっています。それはあくまでも加重平均的なものです。</p> <p>二点目のダムの上流側の下水の問題についてですが、整備されていないのは能勢町の区域ですので、川西市が直接どうこう言えません。ただ、水道の取水地点は多田大橋の上ですので、その能勢の水を直接取っているわけではありませんし、県の浄水場によれば、猪</p>

	<p>名川は他水源に比べるとまだ水質的にいいということです。</p>
委員	<p>それから下水の方の広報活動の問題ですが、これは我々組織が違いますので直接どうこう言えるような立場ではないのですが、そういう経験も踏まえて情報公開、広報活動の充実には努めます。</p>
会長	<p>段階別格差を緩和するというのが今回の答申で一番大きな問題だと思います。先ほど平均18%の値上げ幅だと言われましたが、専門委員会でその辺のところを厳しくチェックしていただきたいと思います。</p>
委員	<p>専門委員会では考え方と方向性を示し、具体的には市でお決めになることです。ただモデルとしてはいくつか検討してまいりましたので、そのことについてまた説明をすればいいと思います。この答申そのものは考え方と方向性しか出せないということです。</p>
事務局	<p>何月の議会に提案されるのですか。それとどのような広報活動を考えておられるのですか。</p>
事務局	<p>答申を受けての料金改定がいつごろかということはまだ確定していませんが、来年からの改定という答申をいただきましたら12月頃になります。ですからこの答申をうけてのPR活動と料金改定の実施に向けてのPRと両方あると思います。経営審議会の経過も今のところ広報媒体としまして即時性の点からインターネットで概要を広報しています。それと水道広報誌といったもので考えています。</p>
委員	<p>家庭の主婦層はほとんどインターネットを見ないと思いますが、即時性があるという意味合いの中でインターネットをとりあげました。それからもう一つはまだ何も中身が決まっていないのに途中経過を出すこともできませんので、そういうある程度の制限の枠の中でインターネットでということをおっしゃっていただいたので、これがすべてではないと思っています。</p>
会長	<p>理解してもらえるような方法を考えて広報するというような工夫が必要ではないかということです。</p>
事務局	<p>今ご指摘いただきましたように、実務的にあらゆる媒体を利用するという思いで今後インターネットでも、紙面でも情報がきちりと行き渡るような方法を水道局の方で考えて広報活動をしていきたいというふうに考えますのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>他にございませんでしたら本日はこれで閉会にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>